

中頓別町公告第2号

地域農業経営基盤強化促進計画を定めるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、中頓別町に意見書を提出することができる。

令和7年 3月12日

中頓別町長 小林 生吉

1 地域農業経営基盤強化促進計画の案

地区名	内容
中頓別町	策定のため

2 地域計画の案の縦覧期間

令和7年3月12日から令和7年3月25日まで

3 地域計画の案の縦覧場所

中頓別町産業課産業グループ 枝幸郡中頓別町字中頓別 172 番地 6

4 意見書の提出方法及び提出先

計画案に対し意見があるときは、任意の様式による意見書を提出することができます。

(1) 提出先 中頓別町産業課産業グループ

住所 枝幸郡中頓別町字中頓別 172 番地 6

F A X 01634-6-1155

電子メール sangyo-g@town.nakatombetsu.lg.jp

(2) 提出方法 持参、書面による郵送、F A X及び電子メール

(3) 提出期限 令和7年3月24日

(4) 処理結果 提出された意見についてはその要旨及び処理結果を、地域農業基盤強化促進計画を策定（変更）した旨の公告と併せて公告する。

5 意見書の様式

様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。また、意見書へは提出される方の住所、氏名及び連絡先を記載ください。これらは、必要に応じて当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。